２．高齢者の福祉

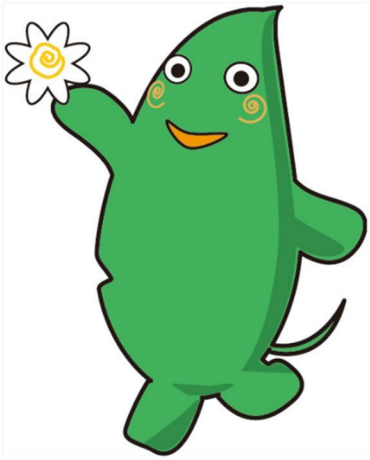

大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

高齢者の福祉（1）

	ページ	財源内訳			
		国	県	市	その他
1．高齢者福祉	72				
(1) 高齢者福祉	72				
(2) 高齢者統計	72				
2．生きがい対策	75				
(1) シニアクラブ等育成	75				
ア．シニアクラブ育成	75		○	○	
イ．シニアクラブ社会活動推進	75				
ウ．大和市シニアクラブ連合会育成	75		○	○	
(2) 生きがい対策援助	76				
ア．老人福祉センターの設置	76			○	
イ．高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）	76			○	
ウ．老人集会所の指定	76			○	
エ．高齢者福祉農園の設置	76			○	
オ．生きがいづくりバス借上料助成	77			○	
(3) 敬老祝品等支給	77				
ア．敬老祝品の支給	77			○	
イ．福寿カードの交付	77			○	
(4) 公益社団法人大和市シルバー人材センターへの助成	77			○	○
3．要援護高齢者対策	78				
(1) 在宅援助事業	78				
ア．ふれあいネットワーク事業(ひまわりサロン運営支援分)	78	○	○	○	○
イ．紙おむつ支給	78	○	○	○	
ウ．家族介護慰労事業（慰労金）	79	○	○	○	
エ．在宅高齢者声かけ訪問調査	79			○	
オ．高齢者見守り（緊急通報）システム	79			○	
カ．はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	80	○	○	○	

対　象　年　齢	根　　拠　　法　　令　　等	事業開始年月	主　管　課
			人生100年推進課
			〃
60歳～	大和市シニアクラブ連合会補助金交付要綱	S38．4	人生100年推進課
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
60歳～	大和市老人福祉センター管理運営要領	S63．4	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者入浴サービス実施要領	S53．4	〃
60歳～	大和市老人集会所の指定に関する規則	〃	〃
60歳～	大和市高齢者福祉農園設置運営事業要領	S55．4	〃
60歳～	大和市生きがいづくりバス借上料助成要綱	H26．4	〃
88・90・95・99歳～	大和市敬老祝品の支給に関する規則	S52．5	人生100年推進課
60歳～		S52.11	〃
	公益社団法人大和市シルバー人材センターの助成に関する要綱	S56．4	〃
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）実施要領	R 6．4	健康づくり推進課
65歳～	大和市紙おむつ支給事業実施要領	S63．4	人生100年推進課
65歳～	大和市家族介護慰労事業実施要綱	H13．9	〃
70歳～	大和市在宅高齢者声かけ訪問調査実施要領	H15．8	〃
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市緊急通報システム事業実施要領	S63．9	〃
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業取扱要領	H11．4	〃

高齢者の福祉（2）

			ページ	財源内訳			
				国	県	市	その他
		キ．はいかい高齢者等位置確認支援事業	80	○	○	○	
		ク．はいかい高齢者個人賠償責任保険事業	80			○	
		ケ．高齢者虐待防止ＳＯＳネットワーク事業	80			○	
		コ．ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）	81	○	○	○	○
		サ．成年後見制度利用支援事業	81	○	○	○	
		シ．高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	81	○	○	○	○
	(2) 在宅ケア事業		82				
		ア．短期入所事業	82			○	
	(3) 在宅介護支援センター		82			○	
	(4) 施設入所措置		83				
		ア．老人ホーム入所措置	83			○	○
		イ．高齢者・保健サービス審議会	83			○	
	(5) 施設関係事業		83				
		ア．老人福祉施設への助成	83			○	
		イ．市内養護老人ホーム施設	84				
4．老人医療費等助成			84				
	(1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成		84		○	○	
5．在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給			84				
	(1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業		84		○	○	
6．おひとりさま施策推進事業			85			○	

対象年齢	根拠法令等	事業開始年月	主管課
65歳～	大和市高齢者福祉サービス事業実施規則 大和市はいかい高齢者等位置確認支援事業実施要領	H29. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市はいかい高齢者個人賠償責任保険事業実施要領	H29.11	〃
65歳～	高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律	H14. 4	〃
65歳～	大和市ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）実施要領	R 6. 4	健康づくり推進課
65歳～	大和市成年後見制度における市長申立て手続きに関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	人生100年推進課
65歳～	大和市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱	H13. 10	〃
65歳～	大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱	H12. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市在宅介護支援センター事業実施要綱	H 3. 1	〃
65歳～	老人福祉法	S38. 7	人生100年推進課
	大和市高齢者・保健サービス審議会規則	H22. 4	〃
	大和市社会福祉法人の助成に関する条例、同法施行規則	S44.10	人生100年推進課
			〃
75歳～	大和市高齢者はり･きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱	S54. 4	人生100年推進課
	大和市在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金支給要綱	H10. 4	人生100年推進課
	大和市おひとりさま支援条例 大和市終活支援条例	H30. 6	〃

１．高齢者福祉

（1）高齢者福祉

高齢者福祉とは高齢者に対して、その心身における健康の維持増進及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高年齢者の福祉の向上を図るもの。

◎ ここでいう高齢者とは、老人福祉法による 65 歳以上の人

◎ ねたきり高齢者とは、起居動作が困難なため常時臥床しており、他人の介助がなくては、食事、入浴、排泄等の日常生活ができない状態にある人

◎ 認知症高齢者とは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さがみられる人

◎ 虚弱高齢者とは、身体上又は精神上に軽度な障がいがあり、生活の一部に援助を必要とする 65 歳以上の人

◎ 一人世帯高齢者とは、住民基本台帳上、一人世帯で登録している 65 歳以上の人

（2）高齢者統計

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は令和 7 年 4 月 1 日時点で 23.9%である。平成 25 年（西暦 2013 年）10 月に 21%を越えたことにより大和市も「超高齢社会」になったが、全国平均 29.1%に比べると約 5%低い値になっている。

高齢者人口は増加し続けており、高齢化はさらに進んでいくことが予測される。

（実績値、大和市：各年４月１日、全国：10 月１日現在）

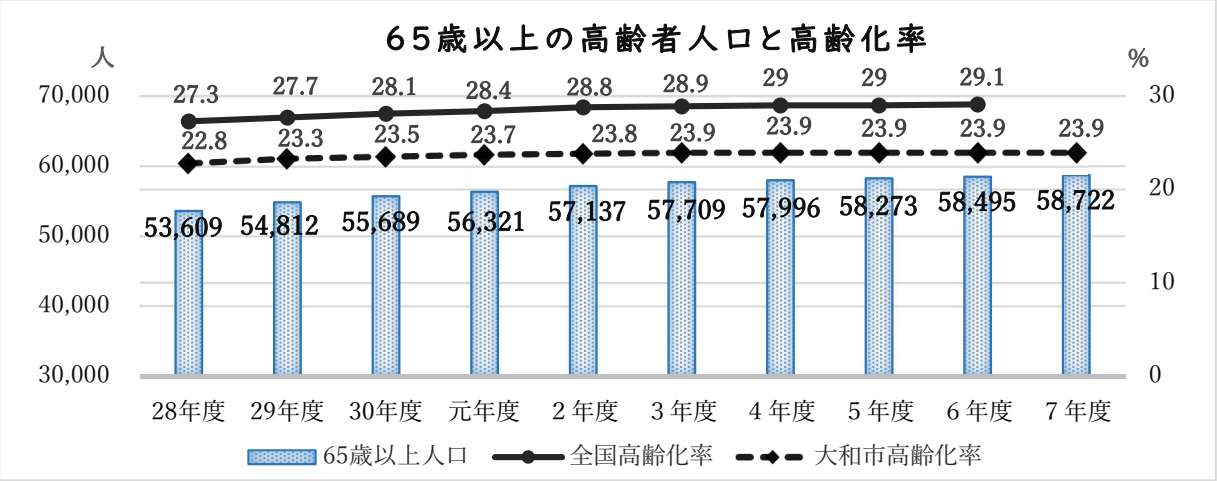

（長寿福祉係）

一人世帯高齢者・ねたきり高齢者等の推移　（各年4月1日現在）

		5	6	7
一人世帯高齢者	男	5,542	5,662	5,768
	女	9,715	9,995	10,222
	合計	15,257	15,657	15,990
ねたきり高齢者	男	1,307	1,238	1,243
	女	2,532	2,469	2,567
	合計	3,839	3,707	3,810
認知症高齢者	男	1,266	1,385	1,397
	女	2,079	2,253	2,362
	合計	3,345	3,638	3,759
虚弱高齢者	男	1,508	1,616	1,653
	女	2,694	2,836	2,964
	合計	4,202	4,452	4,617

※一人世帯高齢者は住民登録上、一人世帯で登録している高齢者を算出（特別養護老人ホーム等に住民登録をしている者は除く）
※ねたきり、認知症、虚弱高齢者は介護保険認定者から抽出した。

（長寿福祉係）

老人福祉法関係高齢者人口　（各年4月1日現在）

	5	6	7
60歳以上　（シニアクラブ加入対象）	71,815	72,516	73,477
65歳以上　（老人福祉法対象）	58,273	58,495	58,722
75歳以上　（後期高齢者）	32,303	33,498	34,565

（長寿福祉係）

「認知症１万人時代に備えるまち やまと」宣言

・超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1万人を超えるものと予測されます。

・これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。

・大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症1万人時代に備えます。

（平成28年9月15日）

大和市日常生活圏域高齢者等統計

令和７年４月１日現在

人生１００年推進課

※住民基本台帳による

全人口　245,635 人（+182）　高齢者人口（65 歳以上）　58,722 人（+18）
（内訳　前期高齢者　24,157 人　後期高齢者（75 歳以上）34,565 人）
高齢化率　23.91%（-0.01%）
要介護認定者　11,367 人（+10）（内訳　1 号　11,051 人　2 号（40～64 歳）　316 人）
高齢者人口のうち、要介護認定された人の割合　18.82%（+0.02%）
要支援　1　1,263 人　2　1,705 人
要介護　1　2,502 人　2　2,131 人　3　1,503 人　4　1,366 人　5　897 人
※（）内の数字は対前月比

3　南林間地区
人　口　29,196 人
高齢者数　7,260 人
高齢化率　24.87%
要介護認定　1,415 人
後期高齢者　4,255 人

2　中央林間地区
人　口　31,083 人
高齢者数　5,933 人
高齢化率　19.09%
要介護認定　1,081 人
後期高齢者　3,268 人

1　下鶴間地区
人　口　41,465 人
高齢者数　8,954 人
高齢化率　21.59%
要介護認定　1,559 人
後期高齢者　5,054 人

4　鶴間地区
人　口　22,363 人
高齢者数　5,943 人
高齢化率　26.58%
要介護認定　1,163 人
後期高齢者　3,413 人

5　深見大和地区
人　口　29,437 人
高齢者数　6,090 人
高齢化率　20.69%
要介護認定　1,200 人
後期高齢者　3,428 人

6　上草柳地区
人　口　15,603 人
高齢者数　3,303 人
高齢化率　21.17%
要介護認定　664 人
後期高齢者　1,953 人

7　中央地区
人　口　17,567 人
高齢者数　4,571 人
高齢化率　26.02%
要介護認定　837 人
後期高齢者　2,587 人

10　福田北地区
人　口　14,028 人
高齢者数　3,846 人
高齢化率　27.42%
要介護認定　787 人
後期高齢者　2,311 人

8　桜丘地区
人　口　9,829 人
高齢者数　2,769 人
高齢化率　28.17%
要介護認定　605 人
後期高齢者　1,799 人

15　福田南地区
人　口　22,697 人
高齢者数　6,125 人
高齢化率　26.99%
要介護認定　1,154 人
後期高齢者　3,886 人

15　和田地区
人　口　12,366 人
高齢者数　3,928 人
高齢化率　31.76%
要介護認定　902 人
後期高齢者　2,611 人

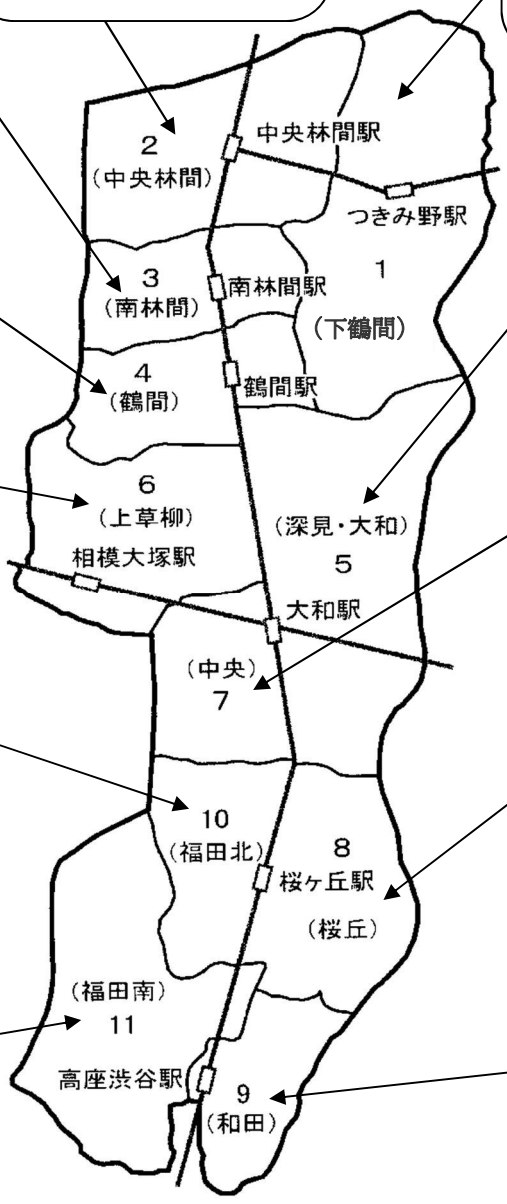

※下鶴間地区は、令和７年６月１日より下鶴間つきみ野地区に名称変更

2．生きがい対策

(1) シニアクラブ等育成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢の方で構成されるシニアクラブの活性化を目標に、会員の社会参加等により自らの生きがいと健康づくりの促進を図る。

ア．シニアクラブ育成

地域ごとにおおむね 30 人以上の高齢の方で組織されたシニアクラブに対し、教養の向上、健康増進、レクリエーション活動及び奉仕活動を通じた地域交流を図るための助成を行う。

助成額（1 クラブ当たり）　　年額：27,600 円(2,300 円×12 か月)

（各年 4 月 1 日現在）

	5	6	7
クラブ数	65	64	63
会 員 数	2,725	2,627	2,508

（長寿福祉係）

イ．シニアクラブ社会活動推進

(ｱ) 環境美化活動

シニアクラブが属する地域の公園や道路などの清掃。

(ｲ) 友愛チーム

6 人以上で 1 チームを編成し、ねたきりの方やひとり暮らしの方を訪問・激励し、話し相手や生活援助・相談などを行う。

ａ　友愛チーム　　36 チーム

ｂ　訪問対象者　 307 人（施設入所者を除く）

ｃ　訪問施設　　10 施設　　（令和 6 年度実績）

ウ．大和市シニアクラブ連合会育成（令和 2 年度に大和市老人クラブ連合会から名称変更）

全老連、県老連と協力し、高齢者福祉の増進と単位クラブの活動を指導・育成することにより、シニアクラブ活動の充実と指導者の育成を図る。

(ｱ) 連合会主催事業

ａ　「ゆめクラブ大和スポーツ大会」(年 1 回)、「ゆめクラブ大和グラウンド・ゴルフ大会」(年 1 回)、「ゆめクラブ大和ウォーキング」(年 1 回) を実施

ｂ　ジャズコンサート、ピアノコンサート、お楽しみ講座（マンドリンコンサート）

ｃ　趣味の作品展、健康講座、趣味の講座、スポーツ教室など

(ｲ) 大和市シニアクラブ連合会福祉募金

会員から募金を集め、会員の中でねたきりとなっている方や長期入院している方に 5,000 円又は 10,000 円の見舞金を支給する。

(ｳ) 社会活動ブロック会議等への助成

各ブロックのシニアクラブが行う地域の社会活動ブロック会議等に対して助成を行う。

助成額（1 単位クラブ当たり）　　年額　6,000 円

(ｴ) 連合会への助成額（令和 6 年度）

ａ　市補助金　　年額 12,568,814 円

ｂ　市社協助成金　　年額　　192,000 円

（人生 100 年推進課長寿福祉係、大和市シニアクラブ連合会事務局）

(2) 生きがい対策援助

ア．老人福祉センターの設置

高齢の方が趣味やレクリエーションなどを通じて、教養の向上と健康の保持増進を図るための施設。60 歳以上の方が利用できる。

（「施設の福祉」310 ページを参照）　（長寿福祉係）

イ．高齢者入浴サービス（公衆浴場開放）

高齢の方の生きがいづくりと健康増進を目的に、入浴の場として市内の公衆浴場を開放する。

(ｱ) 対象者　　65 歳以上（シニアクラブ会員は 60 歳以上）の方

(ｲ) 開放日　　毎月 6 日、16 日、26 日

(ｳ) 料　金　　福寿カード（福寿手帳可）の提示により無料

利用状況　（単位：人）

	4	5	6
男	5,400	4,093	3,376
女	5,439	4,175	3,349
計	10,839	8,268	6,725

（長寿福祉係）

ウ．老人集会所の指定

高齢の方の健全な憩いの場を確保するため、自治会館等を老人集会所として指定する。

(ｱ) 指定場所　　58 か所（令和 6 年度末現在）

(ｲ) 金　　額　　自治会館等の管理者に月額 2,000 円を支給

(ｳ) 対象団体　　60 歳以上の高齢の方が 30 人以上で組織する団体

（長寿福祉係）

エ．高齢者福祉農園の設置

農作業を通し、高齢の方の生きがいづくりや仲間づくり、健康増進を図ることを目的に農園を設置している。

所在地	設置年月日	利用者団体	面　積
大和市上和田 3436 番地他 2 筆	昭和 55 年 4 月 1 日	上和田団地生きがい農園運営協議会	2,573 ㎡

（長寿福祉係）

オ．生きがいづくりバス借上料助成

高齢の方の団体が、レクリエーション活動等で民間バスを借り上げて活動を行う際に、バス借上料の助成を行う。

(ｱ) 対象団体　　市内在住の 60 歳以上の方で組織する団体

(ｲ) 参加人数　　1 団体 20 人以上

(ｳ) 助　　成　　1 年度内 1 日上限 30,000 円。2 日まで助成します。

団体別利用状況

	4	5	6
大和市シニアクラブ連合会登録シニアクラブによる使用	16	16	24
趣味サークル等による使用	7	16	15
計	23	32	39

（長寿福祉係）

(3) 敬老祝品等支給

ア．敬老祝品の支給

長寿を祝うために 88 歳、90 歳、95 歳、99 歳、100 歳以上の方に敬老祝品を支給する。

敬老祝品支給件数

	4		5		6	
	品目	件数	品目	件数	品目	件数
88 歳	【在】羊羹 【施】膝掛け	948	【在】羊羹 【施】膝掛け	1,008	クオカード	1,134
90 歳		618		702		740
95 歳		211		238		216
99 歳		72		62		43
100 歳以上		95		120		104
計		1,944		2,130		2,237

（長寿福祉係）

イ．福寿カードの交付

高齢者入浴サービス（76 ページ参照）利用者用カード及び老人福祉センターの利用登録カードとして交付している。

また、緊急時の本人確認や親族への円滑な連絡体制が取れるよう、カード内部には、緊急連絡先等の記入項目がある。

(ｱ) 対象者　　高齢者入浴サービス･･･65 歳以上（シニアクラブ会員は 60 歳以上）の方
老人福祉センターの利用登録･･･60 歳以上の方　　（長寿福祉係）

(4) 公益社団法人大和市シルバー人材センターへの助成

（事業説明は、「関連機関」339 ページを参照）

助成金額　　（単位：円）

	4	5	6
金　額	29,058,000	31,288,000	31,311,000

（長寿福祉係）

３．要援護高齢者対策

(1) 在宅援助事業

ア．ふれあいネットワーク事業（ひまわりサロン運営支援分）

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢の方の生きがい・健康づくり、自立支援を目的として、市内 16 か所の会場で開催している。地域住民・ボランティア等の協力を得ながらレクリエーション、創作活動、転倒骨折予防等の各種運動、認知症や介護予防等の理解を深めるための事業を実施している。事業は大和市社会福祉協議会へ委託している。（令和 5 年度までは、生きがい対応型デイサービス事業）

曜日	実施場所	4		5		6		
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ延べ人数
月	緑　野	43	735	43	725	42	775	79
	ｻﾝﾊｲﾑ下鶴間集会室 東南自治会館	12	110	12	97	12	99	12
火	下福田	43	407	43	419	42	373	32
	上和田	43	687	43	649	42	750	51
	福　田	12	140	12	155	12	120	24
水	南林間	43	721	43	726	43	930	97
	深見中	43	438	43	395	43	423	88
	深見南	43	368	43	277	43	400	14
木	下草柳	43	858	43	806	42	735	85
	桜　丘	43	223	43	268	42	336	85
	桜　森	43	420	43	394	42	370	27
金	公　所	42	251	42	423	44	379	0
	西鶴間	42	532	42	468	44	574	121
	柳　橋	42	526	42	530	44	688	42
土	下和田	24	271	24	255	24	250	56
	中央林間	12	53	12	48	12	46	20
合　計		573	6,740	573	6,635	573	7,248	833

（健康施策推進係）

イ．紙おむつ支給

要介護 3 以上と認定された在宅の高齢の方（要介護 3 の場合、寝たきり又は認知症の程度により判定）を介護する家族に対し、対象者、同居家族ともに市民税が非課税の世帯を対象に紙おむつを支給する。

(ｱ) 支給枚数　　1 人当たりタイプにより年間 240 枚～600 枚程度を年 5 回に分けて配送

支給枚数

	4	5	6
対象者延べ人数	482	473	532
支給枚数	28,503	26,965	32,194

（長寿福祉係）

ウ．家族介護慰労事業（慰労金）

在宅でねたきりの高齢の方を介護している家族等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として家族介護慰労金を支給する。

(ｱ) 対象者　　要介護 4 又は 5 と認定された 65 歳以上の高齢の方のうち､過去 1 年間介護保険サービスを受けなかった方を介護している家族等(市民税非課税世帯)

(ｲ) 支給額　　10 万円

支給者数

	4	5	6
人　数	0	0	0

（長寿福祉係）

エ．在宅高齢者声かけ訪問調査

在宅の高齢の方の実態を把握するとともに関係する行政の情報や適正なサービスを提供するため、民生委員・児童委員の協力により、訪問調査を実施する。

令和 6 年度は、在宅の要支援・要介護認定者を対象とした郵送調査の実施及び介護予防アンケートにより把握した。

（長寿福祉係）

オ．高齢者見守り（緊急通報）システム

ひとり暮らしの高齢の方などの急病や災害時に迅速に対応するため、緊急通報装置及び人感センサーを設置し、高齢の方の不安感を解消し、安心して生活が送れるよう支援する。

なお、平成 17 年 10 月から、所得に応じた利用者負担制度を導入し、平成 26 年 10 月から、対象要件の緩和(年齢引き下げ)及び利用料金の引き下げを行っている。

緊急通報システム設置状況

	4	5	6
新規設置	191	145	157
利用者数	791	777	807

（長寿福祉係）

(ｱ) 対象者　　65 歳以上のひとり暮らしの方で、慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、ともに 65 歳以上の二人世帯で、一方が寝たきり又は認知症の状態にあり、他方が慢性疾患等により日常生活に注意が必要な人、又は 80 歳以上のひとり暮らしの方

(ｲ) 貸与品　　緊急通報装置、ペンダント、人感センサー、火災警報器

(ｳ) 内　容　　急病やけがなど有事の際に、通報装置かペンダントで、24 時間体制のコールセンターへ通報。コールセンターのスタッフが内容確認後、本人に代わって 119 番通報やあらかじめ登録してある緊急連絡先（親族など）に連絡する。

また、人感センサーが利用者の熱のゆらぎを感知し、熱のゆらぎがない等の異常を感知した場合、機器が自動的にコールセンターに通報する。

なお、これまで、固定電話回線を有することが本システムの利用条件だったが、令和 4 年度から､携帯電話しか持たない方も利用できるモバイル型緊急通報システムを導入した。

カ．はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症等により外出時に行方不明になるおそれのある方について関係機関、関係団体が連携し、早期発見、保護、危険防止を目的にネットワークを組み協力体制を確保している。行方不明になる可能性のある方は前もって地域包括支援センター、又は在宅介護支援センターに登録を行う。

令和 6 年度 3 月時点の登録者数は 344 人。

（認知症施策推進係）

キ．はいかい高齢者等位置確認支援事業

GPS 端末と端末を収納する専用シューズの利用を支援し、認知症の方が行方不明になったときに、家族等がご本人をすみやかに発見・保護できるようにする。

はいかい高齢者等 SOS ネットワークシステムに登録している市民が利用対象。GPS 端末は貸与制で登録者の収入に応じて自己負担あり。専用シューズは 1 足目を無償提供。

令和 6 年度末時点での利用者数は 107 人。

（認知症施策推進係）

ク．はいかい高齢者個人賠償責任保険事業

はいかい高齢者等 SOS ネットワーク登録者の市民を被保険者とし、踏切事故等により他者に負わせた損害を補償する賠償責任保険と外出時の交通事故等による本人の死亡又は後遺障害を補償する傷害保険に、市が保険契約者となり加入します。

令和 6 年度の保険加入者実人数は 499 人。

（認知症施策推進係）

ケ．高齢者虐待防止 SOS ネットワーク事業

地域包括支援センターをはじめ、関係機関および団体が連携して高齢の方の虐待防止と早期発見、早期対応を図ることを目的にネットワークを組み協力体制を確保している。

高齢者虐待防止法に基づく養介護者による虐待対応状況

	4	5	6
通報・相談件数	79	89	117
虐待と判断した件数	15	12	11

（いきいき推進係）

養介護施設従事者による虐待対応状況

	4	5	6
通報・相談件数	9	8	9
虐待の事実が認められた件数	4	2	7

（事業者指導係）

コ．ふれあいネットワーク事業（地区社協活動支援分）

地区社会福祉協議会が行うひとり暮らしの高齢者への安否確認や相談等を行うふれあい訪問、地域交流を目的としたミニサロン、生活上の困りごとを支援する個別支援等の活動支援を大和市社会福祉協議会に委託して実施。

ふれあい訪問事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
利用者数	345	341	340
訪問員数	271	271	247
訪問延べ回数	5,106	4,814	4,743

ミニサロン事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
会場数	53	54	55
開催回数	587	710	855
延べ参加人数	5,979	7,168	9,638

個別支援事業実施状況

	4	5	6
実施地区	11	11	11
延べ依頼件数	2,251	2,238	2,028
延べ支援件数	2,679	2,576	2,363

（健康施策推進係）

サ．成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い制度が利用できるよう支援する。

	4	5	6
市長申立件数	11	7	12

（長寿福祉係）

シ．高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高年齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員（LSA）を派遣し、入居者の生活相談、安否確認等を行います。（県営ハイム桜ヶ丘19戸・市営鶴間台住宅10戸）

相談の状況

県営ハイム桜ヶ丘　（単位：件）

	4	5	6
緊急通報	17	19	25
相談、訪問等	3,144	2,790	3,049

市営鶴間台住宅　（単位：件）

	4	5	6
緊急通報	13	17	11
相談、訪問等	466	360	310

（長寿福祉係）

(2) 在宅ケア事業

ア．短期入所事業

(ｱ) 緊急一時入所事業（特別養護老人ホーム）

介護保険制度における短期入所生活介護の利用者が、緊急的事態が発生した際に、同制度の制限日数を超えて利用できるよう補助を行う。利用料は、介護保険法に定める介護報酬等の規定を準用。

利用状況

	4	5	6
利用延べ人員	1	0	0
利用延べ日数	11	0	0

（長寿福祉係）

(ｲ) 緊急一時入所事業（養護老人ホーム）

在宅の虚弱高齢者の独居等による社会的孤立感や不安を解消するため、一時的に養護老人ホーム(委託契約)にて宿泊させ、精神的な安定と居場所の確保を図る。利用料については、所得及び市民税の課税状況に応じた負担あり。

利用状況

	4	5	6
利用延べ人員	11	17	14
利用延べ日数	466	730	911

（長寿福祉係）

(3) 在宅介護支援センター

高齢の方の総合相談の拠点となる地域包括支援センターと協力し合い、地域での要援護高齢者の把握支援、生活支援サービスの調整など、介護予防、在宅介護に関する総合相談を行うことにより、地域ケア体制の充実を図る。

在宅介護支援センター相談件数（延べ数）

	4	5	6
件　数	26	22	29

※市内1箇所（みなみ風）　（いきいき推進係）

(4) 施設入所措置

ア．老人ホーム入所措置

家庭の事情などにより在宅での生活が困難な方に対して老人福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホームへの入所措置を行う。

(ｱ) 入所の要件

ａ　対 象 年 齢　原則として 65 歳以上。

ｂ　経済的要件　生活保護受給世帯に属しているか、生計中心者の市民税所得割が非課税である世帯に属していること。

(ｲ) 費用徴収

本人については原則前年の収入から必要経費を控除した額により、また、扶養義務者については原則当年度分市民税又は前年分所得税の額により、費用徴収額を決定する。

	4	5	6
事業費(円)	44,105,740	52,920,970	56,151,890
人数(年度末)	20	20	21

（長寿福祉係）

イ．高齢者・保健サービス審議会

大和市高齢者・保健サービス審議会規則に基づき、設置された機関である。

(ｱ) 事務内容

ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、被虐待高齢者、高齢夫婦などに対し、保健、医療、福祉の面から専門的、総合的に当該高齢者の在宅援護サービス及び措置入所の要否について審議を行う。

(ｲ) 構成員

医師、民生委員及び神奈川県厚木保健福祉事務所、老人福祉施設、大和市社会福祉協議会の職員に対し、市長が委嘱する。委員数 10 人。

	4	5	6
開催回数	2	2	1
老人ホーム入所判定（件）	7	4	3
入所措置の変更（件）	0	0	0

（長寿福祉係）

(5) 施設関係事業

ア．老人福祉施設への助成

福祉の向上に資するため、市内の老人福祉施設（運営費補助は養護老人ホームが対象）を運営する社会福祉法人に助成を行う。

助成額

	4	5	6
金　額（円）	352,500	352,500	352,500

※施設職員 1 人当たり 23,500 円　（長寿福祉係）

イ．市内養護老人ホーム施設

(ｱ) 施設概要（1 施設　定員 60 人）

a　老人福祉法に基づく入所措置

b　介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

	養護老人ホーム
名　称	敬愛の園（定員 60 人）
運営主体	社会福祉法人　敬愛会
所在地	大和市上和田 1088-1
開　設	昭和 29 年 2 月

※令和 4 年 9 月大和市上和田へ移転

4．老人医療費等助成

(1) はり・きゅう・マッサージ治療費助成

高齢の方の健康増進のため受療助成券を交付する。

(ｱ) 対 象 者　75 歳以上の方

(ｲ) 交付枚数　年間 1 人につき 6 枚

(ｳ) 助成金額　1 枚につき 500 円

（医療保険外治療 1 回につき 1 枚使用。500 円を超えた分は自己負担）

利用状況

	4	5	6
受療券交付件数	2,226	2,165	2,168
受　療　件　数	7,224	7,085	6,675

（長寿福祉係）

5．在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金の支給

(1) 在日外国人高齢者等福祉給付金助成事業

本市に居住する在日外国人高齢者や障がい者等で、国民年金を受けるために必要な条件を制度上満たすことができない方に支給する。

(ｱ) 対 象 者　次のすべてを満たしている人（その他要件有）

a　国籍や居住の要件により、制度的に国民年金などの公的年金を受給できない人

b　昭和 61 年（1986 年）3 月 31 日以前に日本に居住し、福祉給付金の申請時点で大和市に 1 年以上住民登録をしている人

c　生活保護を受けていない人

(ｲ) 支 給 額

a　高齢者　　（大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方）　　月額 20,000 円

b　重度障がい者（身体障害者手帳 1、2 級及び療育手帳Ａ1、Ａ2 該当者）　月額 38,000 円

c　中度障がい者（身体障害者手帳 3 級又は療育手帳Ｂ1 該当者）　月額 26,000 円

支給実績

	4		5		6	
	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)
高　齢　者	2	360,000	1	100,000	0	0
重度障がい者	1	456,000	1	456,000	1	456,000
中度障がい者	0	0	0	0	0	0
合　計	3	816,000	2	556,000	1	456,000

（長寿福祉係）

６．おひとりさま施策推進事業

主に高齢のひとり暮らし等の市民が抱える終活などに関する精神的な不安を解消することで、健康で安心した生活を確保することを目的として、葬儀・納骨、財産整理などに関する相談の受け付けや情報の発信、葬儀生前契約に関するサポート等を行う。

	4	5	6
終活支援事業　相談件数	233	309	353

（おひとりさま施策推進係）

※令和５年度までおひとりさま政策課